

事務連絡  
令和3年7月29日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

ワクチン接種の廃棄物の処理に関するチラシの周知について

今般、環境省において、ワクチン接種の廃棄物の適正な処理等を更に推進するため、現場の事故防止及び理解促進に係るチラシが作成され、厚生労働省へ周知依頼がありました。

各都道府県におかれましては、管内市町村及び特別区の予防接種担当部局へ周知いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本チラシは、環境省より都道府県政令市の産業廃棄物行政主管部局、産業廃棄物業界団体、医療関係団体へも周知されていることを申し添えます。

参考：

令和3年7月29日付け環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課事務連絡  
「ワクチン接種の廃棄物の処理に関するチラシの周知について（事務連絡）」

事務連絡  
令和3年7月29日

厚生労働省健康局健康課予防接種室 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

ワクチン接種の廃棄物の処理に関するチラシの周知について（事務連絡）

廃棄物行政の推進につきましては、かねてより格別の御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に伴って排出される廃棄物（以下「ワクチン接種の廃棄物」という。）の処理については、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に伴い排出される廃棄物の処理について（通知）」（令和3年4月2日付け環循適発第2104021号・環循規発第2104021号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知）により留意事項等を整理して通知したところで

す。今般、ワクチン接種会場にて使用済みの注射針が、耐貫通性のある堅牢な廃棄物容器に梱包されなかったことによる針刺し事故が複数件報告されていること等を踏まえ、ワクチン接種の廃棄物の適正な処理等を更に推進するため、それらの現場の事故防止及び理解促進に資するチラシを別添のとおり作成しました。

貴室におかれましては、各都道府県のワクチンの接種を担当する部局を通じて、管内市町村及び特別区のワクチンの接種を担当する部局へ周知いただき、それらの現場で掲示される等によりこの内容が徹底されるようよろしくお願いいたします。

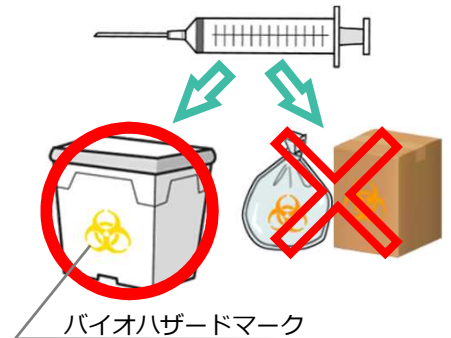
# ワクチンの接種に伴い排出される 廃棄物の処理の留意点

新型コロナウイルスのワクチン接種会場から排出される注射針等は、  
**感染性廃棄物として適正に処理してください**

その1

## 注射針はプラスチック製の堅牢な容器に梱包！

- 使用済み注射針は、**耐貫通性のあるプラスチック製容器に梱包**してください。
- その他の感染性廃棄物（血液が付着したガーゼなど）は、**丈夫なポリ袋、段ボール容器（内袋使用）又は耐貫通性のあるプラスチック製容器に梱包**してください。（**注射針がポリ袋や段ボール容器に混入しないよう徹底**してください。）
- 感染性廃棄物が容器の外部に飛散・流出したり、ウイルスなどの感染性病原体が容器の外面に付着したりしないように、**ポリ袋の口をしっかりと縛る**又は**容器の蓋を確実に密閉**するようにしてください。
- 感染性廃棄物以外の廃棄物は、感染性廃棄物が混入しないように留意**して、感染性廃棄物を表す表示（バイオハザードマークなど）のないポリ袋等に梱包して排出してください。

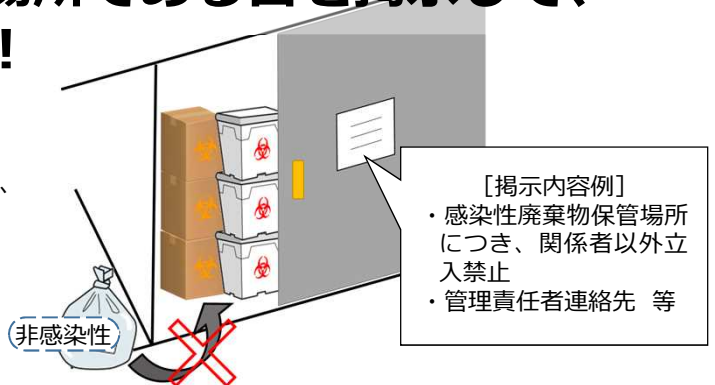


！ **ごみ収集時に、針刺し事故が起こるおそれがあります**

その2

## 感染性廃棄物は保管場所である旨を掲示して、仕切り等で他と区別！

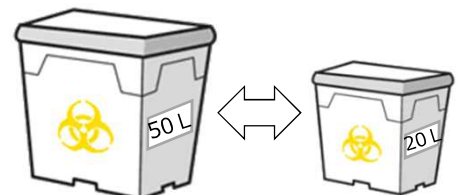
- 感染性廃棄物の保管場所は、
  - **周囲に囲い**が設けられ、
  - **保管場所である旨等が掲示板**で掲げられ、
  - 他の物が混入するおそれのないよう**仕切り**を設けること等の措置が講じられていることが必要です。



その3

## 廃棄物の量に応じ、適当な大きさの容器を選択！

- 注射針等を梱包するプラスチック製容器は、**発生する廃棄物の量に応じた適当な大きさ**のものを選択してください。
- 極力、廃棄物の量が少ない状態で容器の蓋を閉じないよう留意してください。（一方、小さな容器に多量の廃棄物を詰め過ぎないようにしてください。）



！ **少量の廃棄物で容器をむやみに密封し、排出する容器の数を増やすと、処理がひっ迫するおそれがあります**

- ※ 廃棄物処理法の基準を遵守し、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に沿って処理してください。
- ※ 詳細については自治体のルールに従ってください。